

立川市景観条例

目次

- 第1章 総則（第1条～第6条）
- 第2章 景観計画の策定等（第7条～第10条）
- 第3章 行為の規制等（第11条～第17条）
- 第4章 景観資源の保全（第18条～第22条）
- 第5章 景観協定（第23条）
- 第6章 景観施策の展開（第24条～第26条）
- 第7章 景観審議会等（第27条・第28条）
- 第8章 雑則（第29条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、立川市における良好な景観の形成を推進するため、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づく景観計画の策定、行為の規制等について必要な事項を定め、もって自然、文化、街並み等に配慮した景観づくりを計画的に推進し、豊かな地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 市民 市内に在住、在勤又は在学する者及び市内の土地、建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）又は工作物（建築物を除く。以下同じ。）に関して権利を有する者をいう。
- （2） 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。

（市の責務）

第3条 市は、良好な景観の形成を推進するため、施策を総合的に策定し、これを計画的に実施しなければならない。

2 市は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たり、市民及び事業者の意見を反映するよう

努めなければならない。

3 市は、公共事業の実施に当たり、良好な景観の形成に関し、先導的な役割を担うよう努めなければならない。

4 市は、良好な景観の形成に関する啓発、知識の普及等を通じて、市民及び事業者の理解を深めるよう努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、良好な景観の形成に関する理解を深め、積極的に良好な景観の形成に努めるとともに、相互に協力して良好な景観の形成を推進するよう努めなければならない。

2 市民は、市がこの条例に基づき実施する良好な景観の形成に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、自らの事業活動が良好な景観の形成に重要な役割を果たすことを認識し、積極的に良好な景観の形成に努めなければならない。

2 事業者は、市がこの条例に基づいて実施する良好な景観の形成に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(東京都又は近隣市との協議)

第6条 市長は、良好な景観の形成を総合的かつ効果的に推進するために必要があると認めるときは、東京都知事又は近隣市の長に対し、協議を求めることができる。

2 市長は、東京都知事又は近隣市の長から、良好な景観の形成を推進するために必要な協議を求められたときは、これに応ずるものとする。

3 市長は、前2項に規定する協議をするときは、立川市景観審議会（第27条を除き、以下「景観審議会」という。）の意見を聴くことができる。

第2章 景観計画の策定等

(景観計画の策定等)

第7条 市長は、良好な景観の形成を推進するため、法第8条第1項に規定する景観計画（以下「景観計画」という。）を定めるものとする。

2 市長は、景観計画を定めようとするときは、市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市長は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ景観審議会の意見を聴かなければならない。

4 前2項の規定は、景観計画の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

（景観形成ガイドライン）

第8条 市長は、景観計画に基づき、良好な景観の形成を推進するための指針（以下「景観形成ガイドライン」という。）を定めることができる。

2 市長は、景観形成ガイドラインを定めようとするときは、あらかじめ景観審議会の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は、景観形成ガイドラインの変更（規則で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

（景観形成地区）

第9条 市長は、景観計画区域（法第8条第2項第1号に規定する景観計画の区域をいう。以下同じ。）のうち、良好な景観の形成を特に推進する必要があると認める地区を景観形成地区として景観計画に定めることができる。

2 市長は、景観形成地区を定めようとするときは、あらかじめ景観審議会の意見を聴かなければならない。

（景観計画への適合）

第10条 景観計画区域内において、法第16条第1項各号に掲げる行為をしようとする者は、当該行為を景観計画に適合するよう努めなければならない。

第3章 行為の規制等

（行為の届出）

第11条 景観計画区域内において、法第16条第1項各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

2 法第16条第1項第4号に規定する条例で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。

（1）土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

（2）屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。以下同じ。）その他の物件の堆積

3 法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。

（1）仮設の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

- (2) 農業を営むために行う土地の形質の変更
- (3) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、次に掲げるもの
 - ア 農業を営むために行うもの
 - イ 堆積の期間が30日を超えて継続しないもの
- (4) 他の法令等の規定に基づき、許可若しくは認可を受け、又は届出若しくは協議をして行う行為のうち、良好な景観の形成のための措置が講じられるものとして規則で定めるもの
- (5) 法第16条第1項各号に掲げる行為（同項第2号に掲げる行為にあつては、規則で定める工作物に係る行為に限る。）のうち、規則で定める規模以下のもの

4 市長は、法第16条第1項の規定による届出（以下「行為の届出」という。）があつたときは、当該届出に関する事項について、景観審議会の意見を聴くことができる。

（行為の完了等の届出）

第12条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を完了し、又は中止したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（国の機関又は地方公共団体が行う行為の変更通知等）

第13条 法第16条第5項の規定による通知をした国の機関又は地方公共団体は、当該通知に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ規則で定めるところにより、その旨を市長に通知しなければならない。

2 法第16条第5項の規定による通知をした国の機関又は地方公共団体は、当該通知に係る行為を完了し、又は中止したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に通知しなければならない。

（特定届出対象行為）

第14条 法第17条第1項に規定する条例で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。

- (1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- (2) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

（行為の事前協議等）

第15条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長と協議を行わなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する協議があったときは、景観計画及び景観ガイドラインに基づき、当該協議をした者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。
- 3 市長は、前項に規定する指導又は助言をしようとするときは、景観審議会の意見を聴くことができる。
- 4 市長は、第1項に規定する協議をした者に対し、必要な報告を求めることができる。

(勧告等)

第16条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告（以下「勧告」という。）をしようとするときは、あらかじめ景観審議会の意見を聴かなければならない。

- 2 市長は、勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。
- 3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該勧告を受けた者に対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。
- 4 市長は、第2項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ景観審議会の意見を聴かなければならない。

(変更命令等の手続)

第17条 市長は、法第17条第1項又は第5項の規定により設計の変更、現状の回復その他の必要な措置をとることを命じようとするときは、あらかじめ景観審議会の意見を聴かなければならない。

第4章 景観資源の保全

(景観重要建造物の指定等)

第18条 市長は、次の各号に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ景観審議会の意見を聴かなければならない。

- (1) 法第19条第1項の規定により景観重要建造物を指定すること。
 - (2) 法第22条第1項本文の規定により景観重要建造物の現状の変更に係る許可をすること。
 - (3) 法第26条の規定により景観重要建造物の管理に関する命令又は勧告をすること。
 - (4) 法第27条第1項又は第2項の規定により景観重要建造物の指定を解除すること（法第19条第3項に規定する建造物に該当するに至ったときを除く。）。
- 2 市長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物を指定したとき又は法第27条第1項又は第2項の規定により景観重要建造物の指定を解除したときは、その旨を告示するものとする。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第19条 法第25条第2項に規定する管理の方法の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 景観重要建造物の修繕は、原則として当該修繕前の外観を変更することのないようにすること。
- (2) 消火器の設置その他の防災上の措置を講ずること。
- (3) 景観重要建造物の滅失を防ぐため、当該敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定めるもの
(景観重要樹木の指定等)

第20条 市長は、次の各号に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ景観審議会の意見を聴かなければならない。

- (1) 法第28条第1項の規定により景観重要樹木を指定すること。
- (2) 法第31条第1項本文の規定により景観重要樹木の伐採又は移植の許可をすること。
- (3) 法第34条の規定により景観重要樹木の管理に関する命令又は勧告をすること。
- (4) 法第35条第1項又は第2項の規定により景観重要樹木の指定を解除すること（法第28条第3項に規定する樹木に該当するに至ったときを除く。）。

2 市長は、法第28条第1項の規定により景観重要樹木を指定したとき又は法第35条第1項又は第2項の規定により景観重要樹木の指定を解除したときは、その旨を告示するものとする。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第21条 法第33条第2項に規定する管理の方法の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 景観重要樹木の良い景観を保全するため、せん定その他の必要な管理を行うこと。
- (2) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、病虫害の駆除その他の措置を講ずること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定めるもの
(景観重要建造物等の所有者等に対する支援等)

第22条 市長は、市内の景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者又は管理者に対し、当該景観重要建造物又は当該景観重要樹木の管理のために必要な技術的支援を行い、又は当該管理に要する費用の一部を助成することができる。

第5章 景観協定

(景観協定の締結等)

第23条 景観計画の区域内の一団の土地の所有者及び建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権又は賃借権（臨時設備その他一時使用のために設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者（以下この条において「土地所有者等」という。）は、法第81条第1項に規定する当該

土地の区域内における良好な景観の形成に関する協定（以下「景観協定」という。）を締結することができる。

- 2 景観協定を締結しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の認可を受けなければならない。
- 3 景観協定の区域内における土地所有者等（当該景観協定の効力が及ばない者を除く。）は、法第84条の規定により景観協定において定めた事項を変更し、又は法第88条の規定により景観協定を廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の認可を受けなければならない。
- 4 市長は、前2項に規定する認可をしようとするときは、景観審議会の意見を聴かなければならない。

第6章 景観施策の展開

（たちかわ景観資産等）

第24条 市長は、景観の形成に重要な役割を果たしていると認める建築物、工作物、樹木、樹林、河川、湧水等を、たちかわ景観資産として認定することができる。

- 2 市長は、市民から親しまれ、かつ、特に眺望が優れていると認められる眺望の視点となる地点を、たちかわ景観眺望点として認定することができる。
- 3 市長は、たちかわ景観資産及びたちかわ景観眺望点（以下「たちかわ景観資産等」という。）の認定をしようとするときは、当該認定をしようとするものの所有者及び権原に基づく占有者（以下この条において「所有者等」という。）の意見を聴くとともに、景観審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、第1項及び第2項の規定によりたちかわ景観資産等の認定をしたときは、これを告示するとともに、当該たちかわ景観資産等の所有者等に通知するものとする。
- 5 市長は、第1項の規定によりたちかわ景観資産の認定をしたときは、規則で定めるところにより、これを表示する標識を設けるものとする。
- 6 第3項及び第4項の規定は、たちかわ景観資産等の認定の解除について準用する。
- 7 たちかわ景観資産等の所有者等は、当該たちかわ景観資産等の現状を変更しようとするときは、あらかじめ当該内容を市長に届け出なければならない。
- 8 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定により届出のあった事項について、助言、技術的支援等を行うことができる。

（表彰）

第25条 市長は、良好な景観の形成に寄与していると認められる者又は団体を表彰することができる。

る。

2 前項の規定により表彰するときは、あらかじめ景観審議会の意見を聴くものとする。

（良好な景観の形成に資する活動を行う団体に対する支援等）

第26条 市長は、市内において良好な景観の形成に資する活動を行う団体に対し、当該活動のために必要な技術的支援を行い、又は当該活動に要する費用の一部を助成することができる。

第7章 景観審議会等

（景観審議会）

第27条 市の良好な景観の形成に関する重要事項を調査し、及び審議するため、市長の附属機関として立川市景観審議会（以下「景観審議会」という。）を置く。

2 景観審議会は、市長が委嘱する委員12人以内をもって組織する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 専門事項を調査審議するため、景観審議会に専門部会を置くことができる。

6 専門部会は、市長が委員の中から選任する者及び委員以外の者から市長が委嘱する者をもって組織する。

7 第3項から前項までに定めるもののほか、景観審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（景観アドバイザー）

第28条 良好な景観の形成を推進するために市長が必要と認める事項を処理させるため、景観アドバイザーを置く。

第8章 雑則

（委任）

第29条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 施行日から景観計画の効力が生ずる日の前日までの間は、法第8条の規定により東京都が定めた景観計画（市の区域に係る部分に限る。）を市の景観計画とみなす。

3 施行日前に東京都景観条例（平成18年東京都条例第136号）第10条第1項の規定により東京都知事になされた届出（市の区域に係るものに限る。）は、第11条第1項の規定により市長になされた届出とみなす。

- 4 施行日前に市と行われている又は終了した景観についての協議は、施行日以後に第11条第1項に規定する届出をする場合において、第15条第1項に規定する協議とみなす。